

京都市告示第 5 0 2号

地方自治法施行令第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき，次の者を京都市公金収納受託者として，公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
社会福祉法人 京都総合福祉協会	京都市発達障害者支援センターに係る公金徴収事務	平成 2 5 年 4 月 1 日から 平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで

(保健福祉局子育て支援部児童福祉センター)